

(参考) 用語の説明

(注1) ポジティブ・アクション

積極的改善措置。基本法第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されている。

(注2) NPO

Non-Profit Organizationの略。民間非営利組織などと訳され、非営利で、自主的、自発的に公共的な活動を行う民間の組織、団体のこと。福祉、環境、まちづくり、男女共同参画などさまざまな分野で活動を行っている。なお、1998年（平成10年）、こうした組織に法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が成立している。

(注3) 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐をもって経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、農業経営の方針や役割分担、収益の分配方法、労働時間・休日などの就業条件、生活運営等について、家族間の話し合いにより取り決めて、明文化したもの。

(注4) ドメスティック・バイオレンス

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にあるまたは、あった者からの暴力をいう。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では「配偶者からの身体に対する暴力またはこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力、性的暴力を含む。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、またはその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むもの」としており、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする」と定義されている。

(注5) M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になる。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにある。なお、国際的にみると、台形型に近づいている国が多い。

(注6) インセンティブ

やる気を起こさせるような刺激や動機（になるもの）のこと。

(注7) エンパワメント

力をつけること。政策・方針決定の場に参画できる能力などを身に付けること。また、それによって個人が力を持った存在になること。

(注8) 企業の社会的責任

C S R（Corporate Social Responsibilityの略）。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

(注9) メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力。

(注10) フレックス・タイム制度

労使間の協定により労働者が一週、一月などを単位にして一定の時間帯の中で勤務の開始と終了を自由に選択できる制度。

(注11) 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備をはかるために2003年（平成15年）7月に制定された法律。2015年（平成27年）3月末までの時限立法。国による行動計画策定指針並びに地方公共団体および事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を推進するための措置を講じる法律。

(注12) 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が従業員の仕事と家庭の両立に関して講じる措置の内容を記載した計画。従業員300人を超える事業所に計画策定が義務づけられていたが、2011年（平成23年）4月から、従業員100人を超える事業所に計画の策定の義務が広がった。100人以下の事業所は努力義務。

(注13) 三重県の農山漁村におけるパートナーシップ指標

県が農山漁村において男女共同参画を推進するための環境づくりの一環として目標を数値化して定めたもの。女性農業委員、家族経営協定締結農家等について目標を設定。

(注14) 農村・漁村女性アドバイザー

農業経営および農村生活の向上に意欲的に取り組んでいる女性を「三重県農村女性アドバイザー」として知事が認定している。農業者に対する指導助言、活力ある農村社会づくりのための地域活動の実践、農村の活性化について行政等への提言などの役割を担って、地域のリーダーとして活動している。なお、漁村においては、「三重県漁村女性アドバイザー」が同様の役割を担っている。

(注15) 農山漁村女性の日

3月10日。農林水産業や農山漁村の発展に向け、女性の果たす役割を正しく認識し、適正な評価の気運を高め、女性の能力が一層生かされることを目的に1988年（昭和63年）、農林水産省により設定された。3月10日には、農山漁村女性の知恵・技・経験の三（3）つの能力をトータル(10)に発揮してほしいという願いが込められている。

(注16) 酪農ヘルパー

酪農家が休みをとる際に、酪農家に代わって搾乳や飼料給与などの作業を行う仕事に従事する人。

(注17) 地域子育て支援拠点施設

市町村の指定により、地域におけるすべての子育て家庭を対象に、育児相談を含む総合的な子育て支援を行う保育所等。

(注18) 放課後子どもプラン

地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村が小学校区において、放課後子ども教室や放課後児童クラブなどの取組を一体的あるいは連携して実施するため策定する総合的な放課後対策事業の事業計画と、同計画に基づく事業の総称。

(注19) 放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を行う事業。

(注20) 放課後児童クラブ

保護者が仕事等により放課後の保育が十分保障されない主に小学校低学年児童等に対し、家庭に
かわり適切な遊びや生活の場を与える施設・事業。「学童保育」とも呼ばれている。

(注21) ファミリー・サポート・センター

仕事と育児の両立と地域の子育てを支援するため、育児サービスを受けたい「依頼会員」と育児
サービスを提供できる「援助会員」の双方を募り、有償で助け合うシステム。保育所への子ども
の送迎、保育所の開始前や終了後に子どもを預かってもらえるなどのサービスが受けられる。

(注22) 特別養護老人ホーム

入所者に対し、介護等の日常の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的
とする施設。

(注23) 介護老人保健施設

入所者に対し、看護・医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常
生活上の世話を行うことを目的とする施設。

(注24) 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域でできる限り暮らし続けることができるように、個々の心身の状況やそ
の置かれている環境に応じて、介護だけではなく、保健・医療をはじめとする多様なサービスを組
み合わせて、高齢者の生活を支援する地域の中核機関。

(注25) 性差に応じた的確な医療

性差医療。発症、経緯、予防、治療において、男女に差が認められる疾患や社会的な男女の地位
と健康との関係の研究を進め、その結果を疾病の診断、治療法、予防に反映することを目的とした
医療のこと。

(注26) バリアフリー

高齢者、障がい者等が社会生活を営む上でのすべての物理的、社会的、制度的、心理的障壁（バ
リア）をなくすこと。

(注27) 周産期医療

周産期とは妊娠22週から出生後7日未満のことをいい、周産期医療とは周産期に関する医療のこ
と。

(注28) ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように、あらかじめ、施設、製品、制度、サービス等をデザインすること。

(注29) セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。相手の意に反した性的な発言や行動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、性的な冗談やからかいなど、さまざまなものが含まれる。男女雇用機会均等法では、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために事業主の雇用管理上の配慮義務が課せられている。(2007年(平成19年)4月1日施行の改正男女雇用機会均等法では、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも含めた対策を講じることが義務化)

(注30) 人身取引

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」第3条による定義は、「搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。」となっている。

(注31) 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター

犯罪の被害者やその家族・遺族に対して、精神的なケアを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚をはかり、被害者の社会復帰や精神的被害の軽減を目的に設立された公益社団法人。各種相談の受付や関係機関・団体との連携による支援活動、被害者支援に関する広報活動等を行っている。

(注32) 特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、国および地方公共団体の機関が、職員の仕事と家庭の両立等に関し、講じる措置の内容を記載した計画。